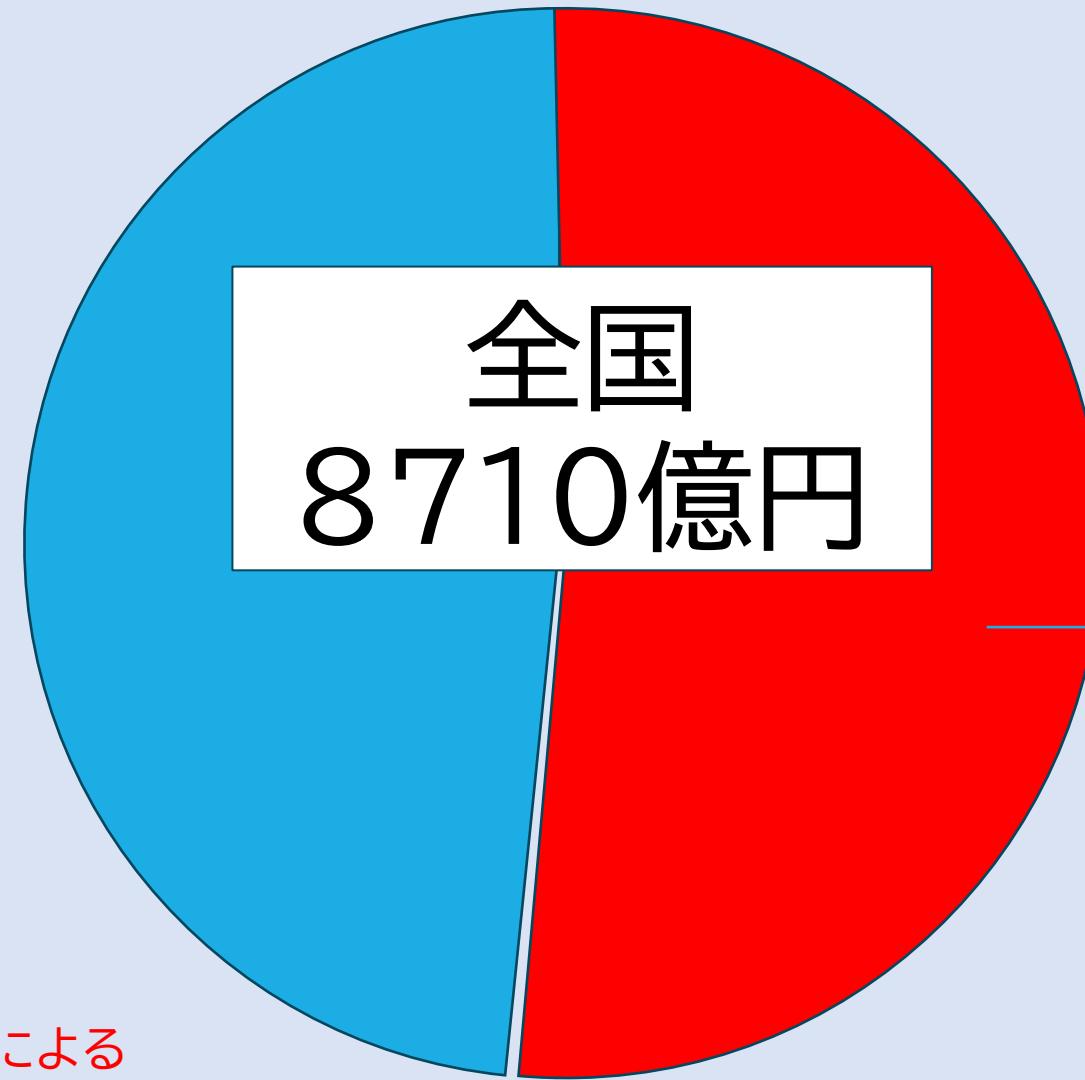
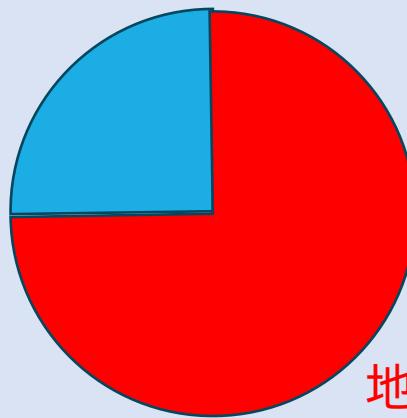


令和7年度 第8回 世田谷区長定例記者会見

令和7年12月15日
世田谷区

ふるさと納税に係る住民税控除

地方交付税交付自治体
流出額が400億円の場合

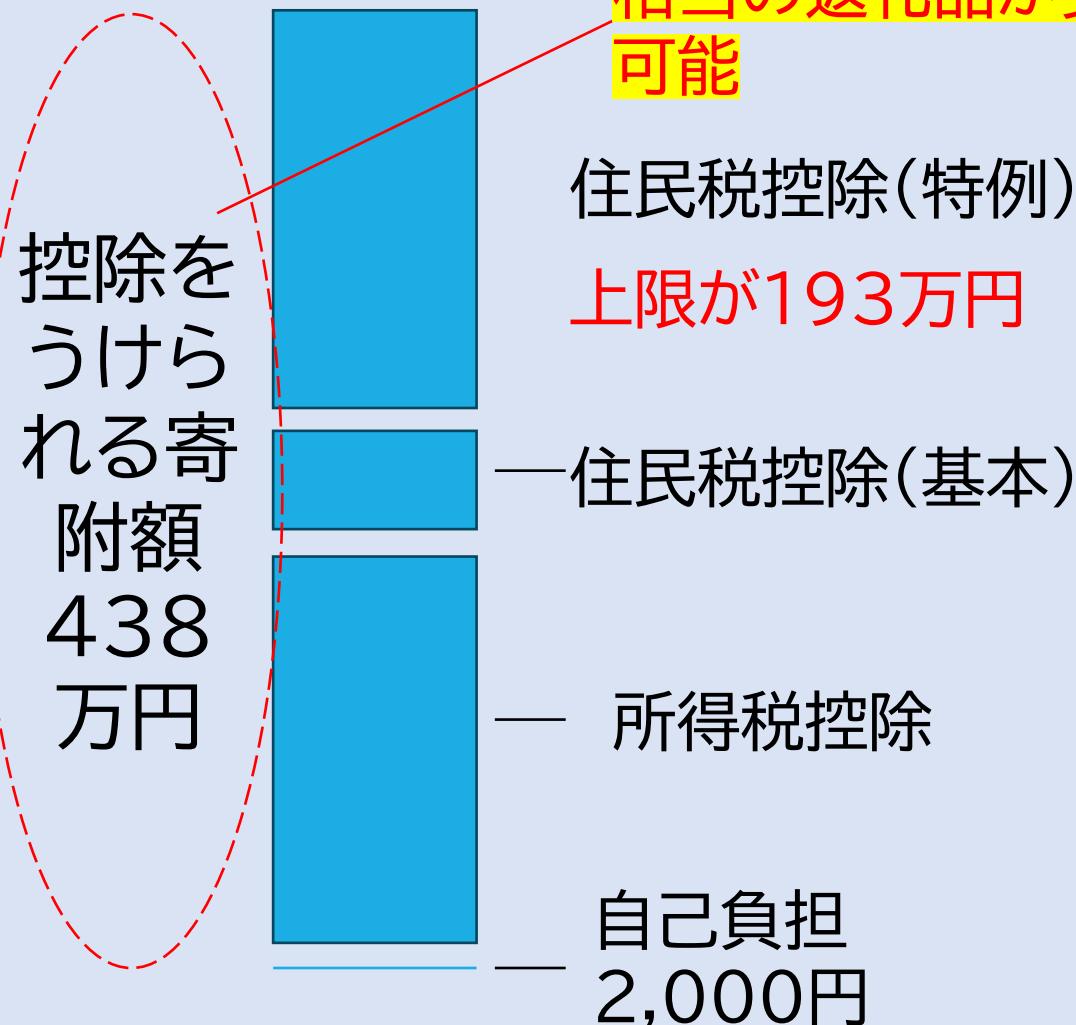


地方交付税による補填額
4,463億円
「不合理な税制改正に対する特別区の主張(令和7年度版)」より

年収1億円の場合

 $438\text{万円} \times 30\%$ $= 131.4\text{万円}$

相当の返礼品が受取可能

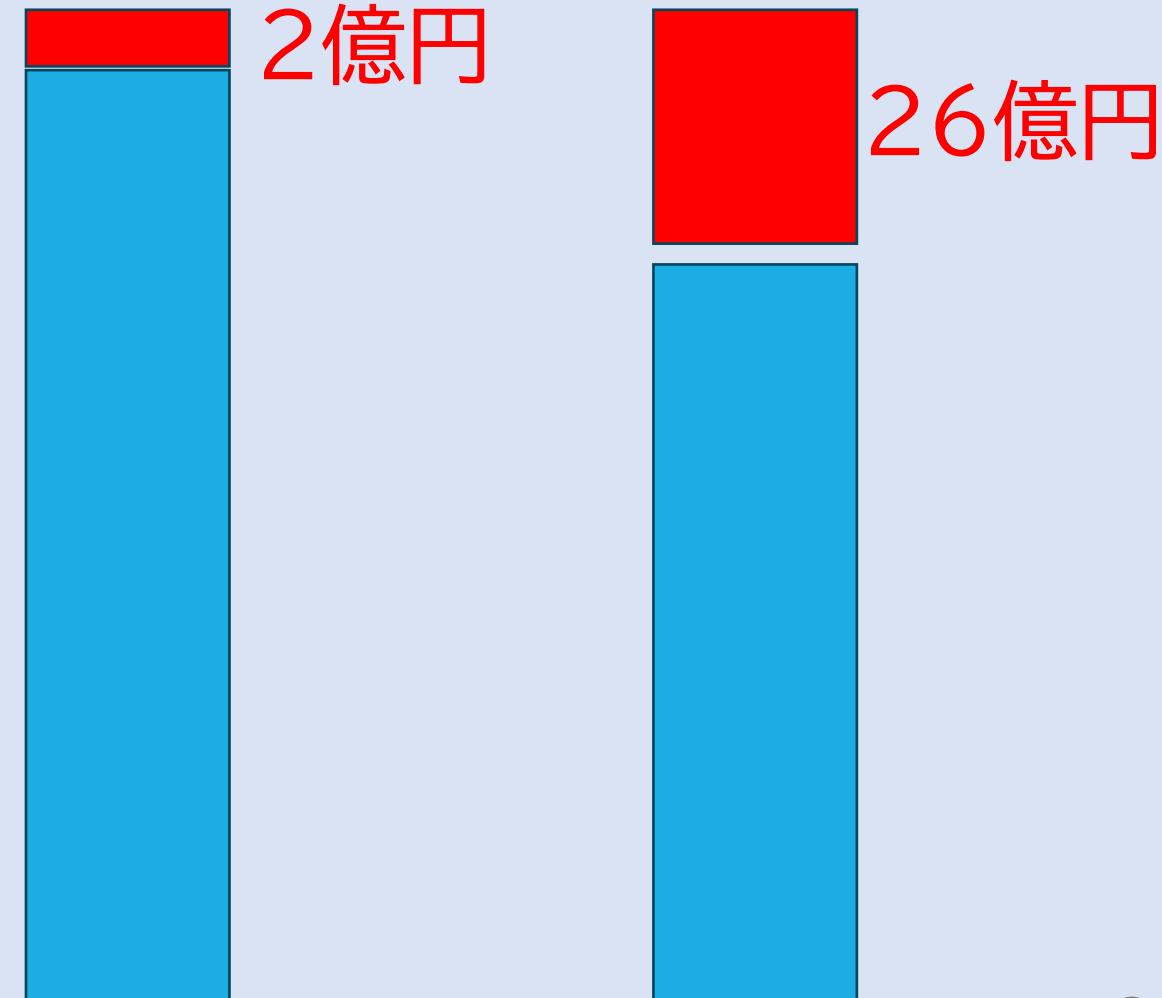


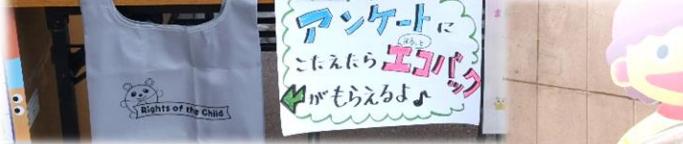
区の流出額の試算

(令和7年度流出額124億円を前提とした場合)

年収1億円の場合

年収1千万円の場合





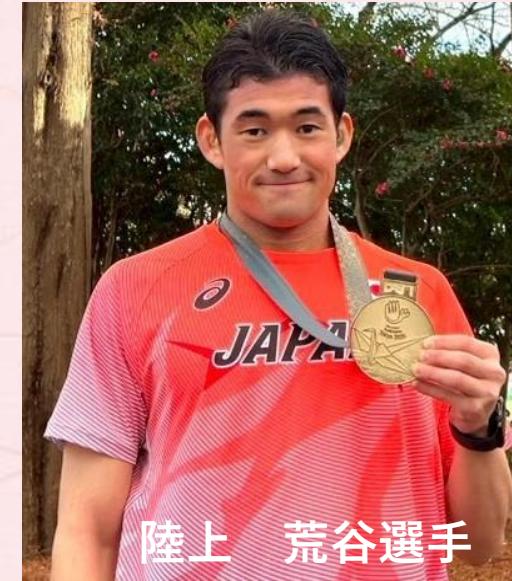
子どものけんりフェス



子どものけんりについて
“あそんで！ ふれて！ まなぼう！”

日時 11月22日 土 10:00
場所 三軒茶屋ふれあい広場 15:00

東京2025デフリンピック閉幕
音のない世界での戦い
～感動をありがとう～





区役所ブラックラムズデー
12月1日～12日実施
～リーグワン2025-26開幕に向けて～



12月13日リーグワン開幕戦（秩父宮ラグビー場）
VS東京サンゴリアス
来場者数 14,441人



大学学長と区長との懇談会を開催

開催日：令和7年12月11日（木） 会場：世田谷区役所

テーマ：区内大学応援補助事業を通した大学と区との連携について 等



平成26年（2014年）開始し今年で12回目の開催。区内大学の学長・学部長等が出席し、事業の発展や連携について活発な意見交換を行った。

令和7年度世田谷区 子どもの虐待防止推進講演会&養育家庭体験発表会 を開催しました

開催日 12月2日(火) 18時15分～20時30分(北沢タウンホール)



令和7年度 世田谷区 子どもの虐待防止推進講演会&養育家庭体験発表会



— プログラム —

第1部 基調講演

講 師

西日本こども研修センターあかし センター長
◎藤林 武史 氏

第2部 里親による体験発表

第3部 パネルディスカッション

パネラー

一般社団法人「泉鳳」BEAUDOUBLE
◎代表理事 佐東 亜耶 氏
THREE FLAGS・希望の旗幟～
◎プローハン 聰 氏
◎世田谷区長 保坂 展人
◎児童相談所長 河島 貴子

コーディネーター

◎藤林 武史 氏

アシスタント

佐藤 真理 氏
大庭 真理 氏

精神科医。福岡市で児童相談所長を18年間務める。
NPOと協働した里親養育の推進や、
全国で初めて児相に弁護士を常駐させるなど、改革をリードしてきた。
現在は、西日本こども研修センターあかしセンター長。ほかに、こども家庭審議会児童虐待防止対策部会委員、日本子ども虐待防止学会理事、早稲田大学社会的養育研究所招聘研究員などを務める。



藤林 武史 氏



佐東 亜耶 氏

日本、フィリピン、スペインにルーツを持つ。無戸籍、無国籍で出生し幼少期に義父からの虐待により保護。11歳～19歳の8年間、東京都の児童養護施設で育つ。現在は講演活動と児童養護施設出身者3人組ユニットのYouTube発信番組を通して啓発活動や社会課題に光をあてる活動を行っている。また、こども家庭審議会臨時委員として政策提言、一般社団法人コンパスナビ代表理事を務め、社会的支援が必要な子どもや若者への支援活動に力をいれる。



プローハン 聰 氏

守ろう 育てよう
子どものいのち

問い合わせ
申し込み
二次元コード

せたがやコール 電話:03-5432-3333 FAX:03-5432-3100

期間:11月1日(土)～11月28日(金) ✖切
① 電子申請：世田谷区ホームページもしくは左記の電子申請QRコードより
② 電話またはFAX：世田谷区子ども・若者部児童相談支援課まで
電話：03-6304-7736 (8:30～17:00 携帯・日・祝日除く)
FAX：03-6304-7786 (氏名・住所・電話番号を明記)



音声コード



せたがや若者フェアスタート

世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金

累計 **4億円** (令和7年10月末)を超える ご寄附をいただきました

令和7年度より対象者と使途を **拡充**！

困難を抱える若者の自立 のための支援に活用させていただいている



1



給付型奨学金

3



家賃支援

2



資格等取得支援

4



医療費支援

明日へ羽ばたく若いチカラを応援します！





令和6年度の給付実績

児童養護施設や里親等のもとを巣立った若者 **40名** に
奨学金等を給付しました。総額は、**約1771万円**です。



32名に約1,169万円を
給付しました。



7名に約73万円を
給付しました。



18名に約529万円を
給付しました。

令和6年度奨学金をもらった学生からの声



フェアスタートのおかげで無事、大学生活を終えることができました。
4月からは、今までの恩返しができるように社会人として頑張りたいと思います。

令和8年新年のつどい

令和8年1月11日(日)

開場 10:00

開式 10:30

会場 ホーム ワーク ヴィレッジ
HOME/WORK VILLAGE
(世田谷区池尻2-4-5)

式典、トークイベント、伝統芸能
(お囃子・獅子舞、餅つき)の披露
を行います。

※お餅の配付は行いません

◎入場無料

◎事前申込不要

◎駐車場無し



ゲストには将棋界の名士がご出演！



伊藤 匠二冠



島 朗 九段



森下 卓 九段

HOME
WORK
VILLAGE



イベント詳細

世田谷区 民間空襲等被害者 見舞金支給事業について

～戦後80年を迎える平和都市としての取組み～

原爆被害者への見舞金

●区では、約50年前から原爆被害者への見舞金（1万円）を実施

●本事業の実施を区として決定した決裁書では、「本来は国の役割だが、まず自治体から」という姿勢を示す。

＜原爆被爆者見舞金受給者の推移＞

平成10年度：約780人

平成20年度：約700人

平成30年度：約420人

※今年度時点で257人

世田谷区 平和都市宣言と世田谷公園

世田谷区は、核兵器の廃絶と世界に平和の輪を広げていくことを誓い、戦後40年の日にあたる昭和60年8月15日に、国内外に向けて『平和都市宣言』を行いました。

平和都市宣言

われわれの住む地球上から核兵器をなくし、戦争のない平和な社会を実現していくことは、すべての人びとの願いである。

しかし、いまなお世界の各地では、武力による紛争が絶えず、一方核軍備の拡張競争は一段と激化し、世界の平和に深刻な脅威をもたらしている。

われわれは、人類永遠の平和を樹立するために核兵器がこの地球上からなくなる日を心から願うとともに、我が国が今後とも核兵器をつくらず、持たず、持ち込ませずの「非核三原則」を堅持していくことを強く望むものである。

世田谷区は、平和を愛する区民の願いにこたえ、核兵器の廃絶と世界に平和の輪を広げていくことを誓い、ここに「平和都市」であることを宣言する。

昭和60年 8月15日
世田谷区

世田谷公園内の平和のモニュメント



「平和の祈り像」

平和都市宣言を記念し昭和61年に平和を願う区民の寄付を基に設置されたブロンズ像です。



「平和の灯」

平和都市宣言5周年の平成2年に「区民の灯」と広島市の「平和の火」、長崎市の「誓いの火」を合わせて点火したものです。



「被爆2世の木」

柿の木(左)は長崎、アオギリ(右)広島の被爆2世の木です。平成7年に植樹しました。



せたがや未来の平和館(区立平和資料館)

平成7年8月
区立玉川小学校内に
せたがや平和資料室を開設



平成27年8月15日
平和資料館（愛称：せたがや未来の平和館）
として駒沢練兵場のあった世田谷公園内に新規開設



せたがや未来の平和館の外観



常設展示室



鮫皮の靴



被爆したワンピース

背景

- 民間空襲等被害者に対し、国会では、超党派国會議員の法案作成の動きはあるものの法案の制定がいまだ見通せない。
- 他自治体では独自に見舞金を支給している例もある。
(岡崎市、浜松市、名古屋市等)
- 令和7年3月、区議会において世田谷区も独自で見舞金を支給できないかという質問を受け、区は戦後80年という節目を迎える今年、専門家の意見を聞くなど支援のあり方などの検討に着手することとした。

本事業の目的

- 戦後80年、高齢化が進む中、いたわりとお見舞いの気持ちを表す
- 国会での法案成立を後押し
- 平和都市として戦争の悲惨さを訴え、恒久平和を願う平和へのメッセージを発信

イメージ

民間空襲等
被害者支援

自治体から
の平和への
メッセージ

国会での法
案成立を後
押し

空襲被害者へのインタビュー

- 区は、本事業の実施に先立ち、東京大空襲で被害に遭われた世田谷区民にお話を伺った。（当時3歳で被害に遭い、指の一部を失う。その後、障害申請を行うが、親指や人さし指に欠損がないことなどから認定されなかった。）
- 「戦争被害に対する救済や補償は、本来は国が行うべきと考えるが、区の見舞金支給について、このような機運が高まるこことを嬉しく感じる。また、自身の体験が平和の機運醸成に役立つ機会がないか探している。」といったお話を伺った。

事業概要

- 1 支給対象者
- 2 支給要件
- 3 支給内容
- 4 審査会

I 支給対象者

昭和16年12月8日から昭和20年9月7日における空襲、艦砲射撃等の戦時災害によって負傷又は罹患したことに起因する障害を現に有する者

- ・身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、7級以上の障害を有する者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める障害等級のうち、3級以上の障害を有する者
- ・区長が上記に規定する者に準ずると認める者

2 支給要件

- ・区内在住者（令和8年1月1日時点において住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている者）
- ・恩給法、援護法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等による給付を受けていない者

3 支給内容

- ・1人につき3万円の見舞金を支給（1回）

4 審査会

● 審査会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

- (1) 見舞金の支給に係る事実の審査に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、見舞金の支給等に関すること

● 審査会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員4人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 上記に掲げる者のほか、区長が特に必要と認める者

見舞金申請・相談や傾聴

（1）見舞金申請の案内・受付

見舞金申請及び傾聴希望を受け付ける。

（2）被害者の長年の心情に寄り添った傾聴

民間空襲等被害者の相談や想いについて傾聴し、内容を取りまとめる。

語り部や記録を残すことを希望される方については、平和関連事業へつなげるとともに、被害者の置かれた状況に応じて相談支援機関等の紹介を行うなど必要な支援につなげていく。

今後のスケジュール（予定）

令和8年

1月15日

～3月末

第一次申請期間

（広報紙、HP、掲示板等により周知）

5月

審査会

6月下旬

見舞金支給

7月

せたがや未来の平和館 空襲にかかる企画展

くみん窓口・出張所の混雑期に向けた取組みについて

これまでの混雑緩和に向けた取組み コンビニ交付手数料の減額に伴う交付実績

太字が手数料減額対応月		コンビニ交付率	窓口交付率
令和5年	2月	42.5%	45.6%
	3月	40.3%	48.9%
	4月	45.7%	42.3%
	5月	45.1%	41.9%
令和6年	2月	51.5%	38.2%
	3月	57.1%	34.3%
	4月	58.9%	34.1%
	5月	51.7%	36.8%
令和7年	2月	60.8%	29.1%
	3月	61.8%	30.0%
	4月	61.1%	29.0%
	5月	61.7%	27.5%

※窓口、郵送、取次発行を含めた
全体の通数に対しての交付割合

くみん窓口・出張所の混雑期に向けた取組みについて

令和8年混雑期に向けた取組み

(1) コンビニ交付手数料の減額

■ 手数料10円の期間	令和8年2月～5月（4か月間）
■ 手数料10円とする証明書の種類	住民票の写し、印鑑登録証明書、納・課税証明書

(2) マイナンバーカード電子証明書手続きコーナー利用促進等

区内31か所で対応可能！

■ 20か所に整備が完了したまちづくりセンターの「電子証明書手続きコーナー」のうち、利用率の低い地区の活用を促進 ・ちらしを該当地区の区広報板に重点的に掲示 ・区センターでの問い合わせ時にご案内	⇒ 来庁者を分散
■ マイナンバーカードセンターの業務委託範囲の拡大 ・窓口受付中心 → バックヤード業務までさらに拡大	⇒ 業務の効率化